

## 鳥取県林業事業体改善計画認定要領

制定	平成21年4月27日付第200900010606号鳥取県農林水産部長通知
改正	平成23年5月31日付第201100031482号鳥取県農林水産部長通知
	平成25年3月25日付第201200202965号鳥取県農林水産部長通知
	平成26年5月22日付第201400035502号鳥取県農林水産部長通知
	令和5年3月13日付第202200298078号鳥取県農林水産部長通知

### 第1 目的

本要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組もうとする事業主が作成する労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）の認定に関し、法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号。以下「施行令」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付8林野組第120号・発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）及び林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成8年5月24日付8林野組第121号、職発第370号・林野庁長官・労働省職業安定局長通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 改善計画の策定

#### 1 計画の種別

事業主はその所在状況の別により、次のとおり改善計画を策定するものとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画（以下「単独改善計画」という。）
- (2) 事業主が他の事業主若しくは林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）

#### 2 認定対象事業主

認定の対象とする事業主は、申請前までに6か月以上の林業の実績がある県内に事業所を有するものであり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
- (2) 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
- (3) (2)に掲げる者の組織する団体
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人

#### 3 計画期間

改善計画の実施期間は4年超、かつ、5年を超えない期間とする。

#### 4 記載事項

改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) センターが法第13条第1項の規定に基づき林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

#### 5 改善計画の策定に係る留意事項

- (1) 林業の実績が1年未満の事業主が改善計画を策定する場合は、センターとの共同改善計画によるものとする。

(2) 改善計画は、事業主の経営全体について策定するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。従って、その経営に係る事業所が複数所在する場合であっても、同一の改善計画を策定することを原則とする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はない。

(3) 事業主が改善計画を策定する場合には、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）又は森林・林業振興局（以下「地方事務所等」という。）の長の認定を受けるものとする。

#### 6 改善計画の策定に係る指導及び相談

改善計画の策定の係る指導及び助言に当たっては、地方事務所等及びセンターが連携して行うものとする。

### 第3 改善計画の認定申請

1 改善計画の認定申請は、次のとおり行うものとする。

(1) 単独改善計画を作成する場合

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書（様式1）及び労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書（様式2。以下「単独改善計画書」という。）に所要の添付書類を添えて、主たる事務所が所在する地域を管轄する地方事務所の長（以下「管轄地方事務所の長」という。）に申請するものとする。

(2) 共同改善計画を作成する場合

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書（様式3）、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書（様式4。以下「共同改善計画書」という。）及び単独改善計画書に所要の添付書類を添えて、管轄地方事務所の長に申請するものとする。

(3) その他留意事項

主たる事務所が県外である場合、又は、地方事務所の管轄が異なる事業主が共同計画を作成する場合（センターとの共同計画の作成によるものを除く）にあつては、森林・林業振興局長に申請するものとする。

#### 2 提出部数

1に規定された申請書及び計画書等の提出部数は、それぞれ正本1通とする。

### 第4 改善計画の認定

1 地方事務所等の長は第3による申請があつた場合、その内容が法、施行令、施行通知、運用通知又は林業労働力の確保の促進に関する基本計画（平成9年3月10日付職安第1117号、林第519号鳥取県知事通知）に適合するか労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画概要及び審査基準（別表1）により審査を行い、その内容が適切であると認められるときは、当該改善計画の認定をするものとする。

2 地方事務所等の長は、1により改善計画を認定したときは、改善計画認定通知書（申請者用）（様式5）により申請者に通知するとともに、改善計画認定通知書（関係機

関用) (様式6)によりセンター及び事業所が所在する地域を管轄する森林管理署経由で森林管理局(以下「関係機関」という。)に通知するものとする。

なお、地方事務所の長と森林・林業振興局長とは互いに改善計画を認定した旨を通知するものとする。

## 第5 改善計画の変更

1 第4の1により認定を受けた改善計画について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは改善計画変更認定申請書(様式7)により、地方事務所等の長の認定を受けなければならない。なお、その他の軽微な計画変更については、改善計画変更届出書(様式8)の受理をもって変更の認定に代えるものとする。その他申請に係る事務の取り扱いについては、第3又は、第4の規定を準用するものとする。

(1) 改善措置の目標を変更する場合(ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度(会計処理上、暦年を採用している事業主の場合にあっては、暦年とする。以下この項において同じ。)の改善措置の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。)

(2) 改善措置の項目を追加する又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加する又は減少する場合

(4) 改善計画の実施期間を変更する場合

(5) 改善措置の実施時期を変更する場合(ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。)

(6) 改善措置の実施に係る資金計画について、単独改善計画書、共同改善計画書の各内訳ごとの設備投資額がおおむね3割を超えて変更する場合

2 地方事務所等の長は、改善計画の変更を認定したときは、改善計画変更認定通知書(申請者用)(様式9)により申請者に通知するとともに改善計画変更認定通知書(関係機関用)(様式10)により関係機関に通知するものとする。

## 第6 改善計画の認定の取消し

1 地方事務所等の長は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

2 地方事務所等の長は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が法及び施行通知の記の第4の1の(2)の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

3 1及び2に規定するもののほかその他認定取り消しに係る事務の取り扱いについては、運用通知の記の第3を準用するものとする。なお、この場合、当該事業主に対しては、改善計画認定取消通知書(事業主用)(様式11)より、関係機関に対しては、改善計画認定取消通知書(関係機関用)(様式12)により通知するものとする。

## 第7 改善措置の実施状況等報告

1 認定事業主は、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告(様式13)により、当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに地方事務所等の長に報告するものとする。

2 事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、改善措置実施結果報告(様式14)により、地方事務所等の長に報告するものとする。

## 第8 改善計画の実施における支援・指導・助言

地方事務所等の長及びセンターの長は、改善実施状況報告等に基づいてその取組状況を確認し、必要に応じて支援・指導・助言を行うものとする。

## 第9 その他

この要領の定めるもののほか、改善計画の認定等に関し必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

### 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月27日から施行、平成21年度から適用する。

(通知の廃止)

2 林業労働力の確保の促進に関する法律に係る改善計画の事務処理について（平成9年9月10日付林第338号農林水産部長通知。以下「廃止通知」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 本要領施行前に、廃止通知により認定された改善計画については、本要領により認定されたものとみなす。

### 附則

1 この要領は、平成23年5月31日から施行、施行日から適用する。

2 この要領は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

3 この要領は、平成26年5月22日から施行し、平成26年度事業から適用する。

4 この要領は、令和5年3月13日から施行し、令和5年度事業から適用する。